

※DCとは Defined Contribution の略＝確定拠出年金のことです。 平成22年8月31日 NO. 79

老齢給付金の受給年齢に到達する方が増えてまいりました。今回は、受け取り方法のうち「年金」での受け取りの留意点について説明します。

■ 老齢給付金を年金で受け取る場合の留意点

1. 受給方法

年金で受給する場合には、次のいずれかの方法から選択することになります。

(1) 分割取崩型での受給

受給者が選択した受給期間と取り崩す割合に応じて、『年金資産額から一定額を年金として取り崩して受け取っていく』方法をいいます。

受け取り開始後も運用商品で運用を続けること(預替を行うことも可能)になりますので、運用状況により総受取額が変動します。

したがって、運用実績が芳しくない場合は、受給期間が満了する前に年金支払が終了する可能性もあります。

また、年金受給のために年金資産を取り崩す際に、運用商品により「解約控除」(生命保険や損害保険)や「信託財産留保額」(投資信託)等が適用されます。

(2) 年金商品での受給

『年金受取のための専用商品(生命保険)を購入し年金受給する』方法です。裁定請求時の利率や受給期間に基づき、年金額が確定します。

(分割取崩型とは異なり、預替を行うことはできません。)

なお、年金で受け取る限り「解約控除」が適用されることはありません。

2. 受給にあたっての注意事項

(1) 年金開始後の一時金受け取り

(注：年金開始後の一時金は、規約によって取扱いがないケースもありますので、必ず規約をご確認ください。)

年金での受給を選択すると、年金開始後5年を経過するまでは、一時金(残余期間分の年金の一括受け取り)で受け取ることはできません。(『終身年金』については下記参照。)

なお、年金開始後の一時金受け取りにあたっては、次の注意事項があります。

① 分割取崩型

年金受け取りと同様、運用商品によっては「解約控除」(生命保険や損害保険)や「信託財産留保額」(投資信託)等が適用されることがあります。

② 年金商品

年金開始後の一時金受け取りの場合は、「解約控除」が適用されることがあります。

また、受給期間を「終身年金」とした場合は、年金開始後の一時金受け取りに変更することはできません。

(2) 年金受給期間中の手数料

年金受給中も運営管理手数料および資産管理手数料の対象となります。

なお、多くの規約では手数料は受給者負担(年金支払額または年金資産からの控除)となっていますので必ず規約をご確認ください。

(3) 年金に関する所得税の源泉徴収

年金支払時に、年金額の7.5%相当額が源泉徴収されますが他の公的年金等と併せて「公的年金等控除」が適用されます。なお、年金受給者ご自身が確定申告により税額の精算を行う必要があります。

以上